

○国土交通省令第三十九号

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第十五号）の施行に伴い、外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則及び独立行政法人国際観光振興機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十八日

国土交通大臣 石井 啓一

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則及び独立行政法人国際観光振興機構に関する省令の一部を改正する省令

第一条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則（平成九年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律施行規則

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律施行規則

(削る)

(特定施設)

第一条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号。以下「法」という。）第四条第一項第五号の国土交通省令で定める施設は、次に掲げる施設であつて、国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）第七条第一項の登録ホテル又は同法第十八条第二項の登録旅館と一体的に設置されるもので、かつ、一般の利用に供されるものとする。  
一 日本文化紹介体験施設 次に掲げる施設（これと併せて整備される日本庭園を含む。）  
イ 日本の伝統的な美術品若しくは工芸品又は歴史資料を展示するための施設  
ロ 日本の伝統芸能を上演するための施設  
ハ 日本の伝統的な美術品、工芸品、園芸品若しくは生活文化、伝統芸能又は歴史資料を映像により紹介するための施設  
ニ 日本の伝統的な美術品、工芸品又は園芸品の制作の体験のための施設  
ホ 日本の伝統的な生活文化の体験のための施設  
二 地域文化等理解増進国際会議施設 地域の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する設備を備えた国際会議施設  
三 地域文化歴史活用施設 地域の文化、歴史等を活用した建造物（これと併せて整備される地域の文化、歴史等を活用した日本庭園を含む。）  
四 地域文化等理解増進保養施設 地域の文化、歴史等に関する外国人観光旅客の理解の増進に資する設備を備えた保養施設

2 前項各号に掲げる施設の要件に関する詳細は、告示で定める。

(共通乗車船券)

第二条 法第五条第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を共同で提出しなければならない。

- 一 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 二 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の氏名又は名称
- 三 割引を行うおとする運賃又は料金の種類
- 四 発行しようとする共通乗車船券の名称
- 五 発行しようとする共通乗車船券の発行価額
- 六 発行しようとする共通乗車船券に係る期間、区間その他の条件

(共通乗車船券)

第一条 外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定により共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出をしようとする運送事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を共同で提出しなければならない。

- 一 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者の氏名又は名称及び住所
- 二 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の氏名又は名称
- 三 割引を行うおとする運賃又は料金の種類
- 四 発行しようとする共通乗車船券の名称
- 五 発行しようとする共通乗車船券の発行価額
- 六 発行しようとする共通乗車船券に係る期間、区間その他の条件

(法第八条第一項の国土交通省令で定める要件)

第二条 (略)

(権限の委任)

第三条 法に規定する国土交通大臣又は観光庁長官の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。

- 一 法第六条第一項の規定による届出（共通乗車船券を発行しようとする運送事業者に航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者が含まれる場合に係るものを除く。）の受理 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の主たる事務所
- の所在地を管轄する地方運輸局長

2 (略)

(提出の経由)

第四条 (略)

2 (略)

(法第八条第一項の国土交通省令で定める要件)

第三条 (略)

(権限の委任)

第四条 法に規定する国土交通大臣又は観光庁長官の権限で次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる地方運輸局長に委任する。

- 一 法第五条第一項の規定による届出（共通乗車船券を発行しようとする運送事業者に航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）による本邦航空運送事業者が含まれる場合に係るものを除く。）の受理 共通乗車船券を発行しようとする運送事業者を代表する者の主たる事務所
- の所在地を管轄する地方運輸局長

2 (略)

(提出の経由)

第五条 (略)

2 (略)

第二節 独立行政法人国際観光振興機構に関する省令の一部改正

第二条 独立行政法人国際観光振興機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するもの掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(削る)</p> <p>第十七条～第十九条 (略)</p>	<p>(経理方法)</p> <p>第十七条 機構は、国際会議等の誘致の促進及び開催の円滑化等による国際観光の振興に関する法律（平成六年法律第七十九号）第十二条に規定する経理区分に従い、同法第十一条第二号の業務のうち国際会議等の開催についての寄附金の募集及び管理並びに交付金の交付に係る業務（これに附帯する業務を含む。）に係る経理については交付金勘定を、その他の業務に係る経理については一般勘定を設けて経理するものとする。</p> <p>第十八条～第二十条 (略)</p>

附則

この省令は、外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律の日から施行する。

規 則

○会計検査院規則第一号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条の規定に基づき、計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年四月十八日

計算証明規則の一部を改正する規則

計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一「独立行政法人国際観光振興機構」の項中「第十条第三項」を「第十一条第三項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計検査院長 河戸 光彦